

第144回長崎県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和8年2月25日（水） 14:00～15:00
2. 通知年月日 令和8年2月 5日（木）
3. 公示年月日 令和8年2月 5日（木）
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 1階 大会議室B
5. 出席者（委員） 荒川会長、川崎委員、川本委員、持永委員、金子委員、
益本委員、佐木委員
（事務局） 伊藤事務局長、山口事務局次長、荒井係長、原主任技師
6. 議案
第1号議案 コイヘルペス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理
委員会指示について
第2号議案 令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第5号にかかる
志佐川内水面振興協議会採捕規程の変更承認について
その他
① 地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保す
るための方針の策定について
7. 議事

事務局	ただ今から、第144回長崎県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 はじめに、荒川会長からご挨拶をお願いします。
会長	（挨拶）
会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は岩岡委員が欠席されております。 委員8名中7名が出席されており、出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第173条により準用する第145条の規定により、この委員会が成立しますことをご報告します。
会長	それでは、これより、議事に入ります。 はじめに「本委員会規程」第9条第2項に従い議事録署名人を指名します。 本日の議事録署名人は、「川本委員」と「佐木委員」をお願いします。

会 長

本日の議案は、お手元の資料のとおり、
○第1号議案
「コイヘルペス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」
○第2号議案
「令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第5号にかかる志佐川内水面振興協議会採捕規程の変更承認について」
○「その他」：
①地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について」
となっております。
それでは、第1号議案「コイヘルペス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

(資料説明)
・本委員会指示の発出状況について説明。
・委員会指示案・告示案について説明（発出日は県公報掲載日）。
・コイヘルペス病の概要、発生状況、九州各県の対応状況、指示・告示発出の経緯について説明。

会 長

ただ今、説明がありました委員会指示案についてご審議願います。
この件に関して、ご質問、ご意見等ございませんか。

各委員

(特になし)

会 長

ご意見等もないようですのでお諮りします。
第1号議案「コイヘルペス病まん延防止のための長崎県内水面漁場管理委員会指示について」は、原案どおり発出することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

会 長

ご異議ないようですので本委員会指示については原案どおり発出することと決定します。
それでは次に、第2号議案「令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第5号にかかる志佐川内水面振興協議会採捕規程の変更承認について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

(資料説明)
・志佐川内水面振興協議会からの採捕規程の変更承認申請内容、申請理由を説明

- ① うなぎの採捕期間の短縮
現行 6/1～4/30 → 変更 6/1～11/30
- ② 電子遊漁券に関する文言の削除

会 長 ただ今、説明がありました採捕規程の変更承認についてご審議願います。

まずこの件に関して、志佐川の協議会のことですので金子委員か益本委員から何か補足のご説明はありますでしょうか。

金子委員 今、事務局から説明があったように、うなぎの採捕期間の短縮については昨年の総会で決定しました。うなぎ塚を利用しようとする人も少なくなってきていて、利用する方たちとも話をして決定したものです。

会 長 益本委員は補足で何かありますか。

益本委員 特にありません。

会 長 それでは、この件に関して何か、ご質問、ご意見はありませんか。

各委員 (意見等なし)

会 長 うなぎの採捕期間の短縮は資源保護のために期間を短くしようとするものですし、簡単になると思って取り組もうとした電子遊漁券についても、かえって手間や経費がかかるという理由はよく理解できます。他にはご意見等もないようですのでお諮りします。

第2号議案「令和5年長崎県内水面漁場管理委員会指示第5号にかかる志佐川内水面振興協議会採捕規程の変更承認について」は、原案どおり変更承認することにご異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ないようですので本採捕規程については原案どおり変更承認することに決定します。

会 長 それでは、その他の件に移ります。

①地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について」事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料説明)

- サイバーセキュリティを確保するための方針の策定
・策定の背景、必要性、方針案の概要について説明

会 長 ただ今、説明のありました件に関して、ご質問等ございませんか。

会 長	私の方から質問しますが、事務局を含めた委員会については分かるのですが委員個人にもかかってくるのですか。
事務局	委員会で出た情報を委員が持っているパソコンやタブレットなどで個人的に発信したりだとかの行為はかかってくるのだと考えます。
会 長	具体的に聞きますが、私はスマートフォンでラインやフェイスブック、Xとかを使っていたりしますが、そういうやつにもかかってくるということですか。だとしたら大事ですね。
事務局	委員の皆さんのどのような行為がかかってくるかというのは、別途、遵守事項や判断基準を定めることになっていきますので、その既定の仕方によって変わってくると思いますが、今の時点では具体的に何とは明確にお答えできません。今のイメージは、県庁のネットワークにつながっている事務局のパソコンのセキュリティ対策のイメージで、各委員がお持ちのパソコンなどは県庁のネットワークにはつながってりませんので、考えられるとすれば、委員会で出た情報を個人的に発信するとかそのような行為をどう対処していくのかということとは関係してくるのではないかと考えます。
会 長	今日委員会があつてこんなことが決まりましたとかいうことを個人のパソコン使って外に出すような場合は引っかかってくることも考えられるのかな。
金子委員	審議中のもの、結論が出ていないものなどは外向けに言えないでしょう。決まったことなら出してもいいのかもしれないが、情報の内容によってでしょうかね。難しいですね。
会 長	28ページに「委員会及び委員は」とあるので、自分たちにもそれぞれかかってくるのかと思って尋ねたんですが。県庁のネットワークにつながっているパソコンだけだったら何も考える必要はないのですが、それだけではなく、我々の日常の行動にも関わってくる可能性があるということですかね。
事務局	国のQAの中に、「行政委員会の事務局や議会を構成する議員も適用範囲に含まれる形で方針を策定する必要がある。」と整理されています。ただし、「議員の私用端末等、行政情報を取り扱わない議員が個人的に保有する情報システム及びそこで取り扱う情報等については、一般的には方針の対象外となると考えられる。」ともあります。したがってどのような情報をどういう形で出すのか、その辺で関わってくる可能性はあると考えます。
川本委員	私は委員をしていますが、ネットワークは使っていないんで、関係あるのかなと思ってしまいます。

会 長	平たく言えば、委員個人の情報は良いが、委員会で扱う情報は関わってくる可能性があるということですかね。
事務局	可能性はあると考えます。
川本委員	意図せずに情報を出してしまったとか、そういう場合が怖いですね。
事務局	基本方針には具体的なことまで書くのではなく、運用をどうするかは別に定める形となろうかと思います。本日は明確にお答えできない部分もありました。またスマート県庁推進課からのひな形も暫定版でしたので、最終的にはこのようになりますというところは文書等で皆様方にお示しさせていただこうと思います。
会 長	委員個人の行動に関わる可能性がある方針について、先ほどは会長までの決裁で定めるとの説明でしたが、それで良いのですか。
事務局	決定方法については、それぞれの執行機関で決定することになりますので、他の機関にも尋ねてみましたが、本日のように概要を委員会等で各委員に説明して事務的には会長に決裁いただく形でした。
会 長	会長である私の決裁とさせていただくと事務局の説明でしたが、委員の皆様はそれでご了承いただけますか。
各委員	(異議なし)
会 長	本件は議決事項ではありませんでしたが、皆様からそれでよいとのことでしたのでそのように進めさせていただきます。 先ほど事務局からありましたように、今の基本方針の段階では抽象的過ぎて判断が付きませんが、運用の部分でこのように決まるといふ具体的なものを委員の皆様方に事務局から送らせていただき、その時にこれは困るといふ部分があればそれは事務局に伝えて下さい。それを踏まえて判断させていただきます。 この件に関して、委員の皆様からほかにありませんでしょうか。
川本委員	この情報を発表するときはひっかかるといったように具体例を出して注意喚起してもらおうようにお願いします。
会 長	川本委員からありましたように、事務局はできるだけ具体的に事例を示して説明するようにしてください。 その他の件として、委員の皆様から何かございますか。
各委員	(特になし)

会 長

他にはないようですので、これもちまして、第144回長崎県内
水面漁場管理委員会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

―― 閉会 15:00――